2026.11
阪神高速道路株式会社

書類限定検査　実施要領

１．目的

しゅん工検査、一部しゅん工検査及び中間検査における検査の実施について、書類検査の対象書類を限定することにより、工事検査時における書類検査の効率化及び受発注者双方の負担軽減を図ることを目的とする。

２．対象工事

工事成績評定を行う工事を書類限定検査の対象とする。ただし、以下の工事については対象外とする。また、当分の間、発注者が選定する試行対象工事に限定するものとする。

・低入札価格調査対象工事
・施工中、監督員から文書による改善指示が発出された工事
・監督員が技術管理課と協議の上、対象外と判断した工事

３．実施内容

（１）工事検査

検査員等は、工事検査時に次の各号に掲げる書類に限定して書類検査を行うものとする。

①施工計画書
②工事打合せ簿
③建設副産物関係書類
④施工体制台帳
⑤材料品質管理結果報告書
⑥施工・出来形品質管理結果報告書
⑦技術提案書及び品質確保体制確認書 履行確認願
⑧出来形管理図表
⑨品質管理図表
⑩工事写真

※書類検査にあたっては、受注者が監督員に提出した資料を用いるものとする。ただし、特別な事由がある場合は、検査員等及び監督員が協議のうえ、受注者へ上記に定める書類に追加又は除外の指示ができるものとする。

※監督員は、工事成績評定基準第５条第７項に規定する別紙―５「施工プロセスのチェックリスト」を工事検査前に検査員へ提出し、必要に応じ説明するものとする。

（２）調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

４．実施方法

（１）工事検査における書類検査は、書類限定検査による実施を標準とする。

（２）特別な事由がある場合は、監督員は検査通知前までに、対象書類の追加又は除外を受注者へ通知するものとする。

【特記仕様書・工事打合せ簿　記載例】

１．本工事の工事検査（しゅん工検査、一部しゅん工検査及び中間検査）は、書類限定検査として、下記の１０書類に限定して書類検査を実施する。

①施工計画書
②工事打合せ簿
③建設副産物関係書類
④施工体制台帳
⑤材料品質管理結果報告書
⑥施工・出来形品質管理結果報告書
⑦技術提案書及び品質確保体制確認書 履行確認願
⑧出来形管理図表
⑨品質管理図表
⑩工事写真

２．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。